

総務常任委員会記録

令和4年4月25日(月)午前10時00分～午後0時14分(9階909会議室)

○出席委員(9名)

委員長	梅津 一匡
副委員長	根本 雅昭
委員	石原洋三郎
委員	高木 克尚
委員	小松 良行
委員	村山 国子
委員	小野 京子
委員	黒沢 仁
委員	宍戸 一照

○欠席委員(なし)

○市長等部局出席者(政策調整部)

危機管理監兼危機管理室長	赤石 克
危機管理室次長(災害対策担当)	丹治聡一郎
危機管理室次長(危機管理担当)	黒須 康光
危機管理室室次長補佐兼計画係長	鈴木 潤
危機管理室室次長補佐兼減災係長	守山 忍
危機管理室防災係長	小澤 周一
危機管理室防災係主任	佐藤 純一

○案 件

- 1 当局説明
- 2 当局説明に対する意見開陳
- 3 その他

午前10時00分 開 議

(梅津一匡委員長) 改めまして、皆様、おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

初めに、先月発生しました地震からの復旧対応に尽力されている中、当委員会の調査にご協力いただきました当局に対し、委員会を代表し、心から御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

それでは、本日の日程についてお諮りをいたします。本日は、当委員会における所管事務調査、災害時における市の役割・市民の役割に関する調査に関して、当局から説明を受け、その後に質疑を行いたいと存じます。質疑後、委員会を暫時休憩し、災害対策オペレーションシステムを見学、見学後、委員会室に戻りまして、当局説明に対する意見開陳を行うこととしたいと存じます。

なお、おおむねのスケジュールといたしましては、当局説明を30分、質疑を40分、災害対策オペレーションシステム見学を20分、意見開陳を30分程度、それぞれ見込んでおります。

このように進めていきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(梅津一匡委員長) ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日の議題は、災害時の市の役割、市民の役割について、平常時の減災のための市の役割、市民の役割について、以上の内容であります。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

(危機管理監) それでは、資料にございますように、災害時における市の役割、市民の役割についてご説明いたします。

2ページ目のほうにお移りいただきたいと存じます。まず初めに、1、災害時の市の役割、市民の役割について、(1)、市の役割について、①ですが、大雨など災害時における市当局の対応の現状でございます。こちらのほう、令和3年度から災害対策オペレーションシステムを導入いたしまして、災害時には気象情報や気象警報をはじめ、河川の水位や土砂災害の危険度情報等を収集し、状況を正確に判断した上で、避難情報等の発令を行います。また、より広く市民の方に周知を行うために、情報発信の多重化を図り、これまでの情報発信手段でありました登録制メール等に併せて、屋外スピーカーや戸別受信機、防災アプリ、LINE、ヤフー防災速報も新たな情報発信手段に加えさせていただいたところでございます。

詳細といたしましては、屋外スピーカーについては阿武隈川や荒川、松川をはじめ、濁川、大森川などの主要河川沿いの27か所に設置してございます。また、戸別受信機につきましては、各町内会をはじめといたしまして、浸水想定区域の福祉施設や民生委員などに約1,300台を貸与し、スピーカーと同様に、気象情報をはじめ様々な防災情報を発信しているところでございます。また、市内どの箇所でもどのような被害が生じているかを災害対策本部事務局の担当課がシステムに入力することにより、被害の発生状況を把握することが可能となっております。またあわせて、実際の現場映像につきましても送信が可能でございまして、災害対策本部会議におきまして災害の発生状況をリアルタイムで把握することができるようになったものでございます。

3ページ目にお進みいただきたいと存じます。資料のイラスト部分につきましては、災害対策オペレーションシステムを通じた実際の防災情報や災害情報の伝達イメージとなっております。災害発生時におきましては、屋外スピーカーや戸別受信機における音声情報とお手持ちのスマートフォンなどを活用した防災アプリや登録制メール、SNS等の文字情報の発信を行うことで情報発信の多重化により、災害時における市民の迅速な避難行動に結びつけようとするものでございます。また、このような情報発信の多重化を通して、地域内での避難の声かけや安否確認など、自主防災活動の迅速な展開にもつながるものと考えます。災害時においては、予期し得ない事象が発生する可能性がありますことから、消防なども連携しながら、被害を最小限に抑える地域内の減災活動を支援する上でも、地域内の被災状況に係る情報発信は、より迅速かつ適切に行う必要があるものと考えております。

なお、参考ではございますが、このような情報伝達体制を活用しながら、気象警報の発令に伴う災害情報のほかにも、今回の年末年始にかけての大雪注意情報や新型コロナ感染防止情報など、市民生活の安全安心につながるような情報につきましてもきめ細かく発信しているところでございます。

それでは、4ページ目のほうにお移りいただきたいと存じます。現地本部、各支所、茂庭出張所等の主な役割についてでございますが、各支所、出張所の次長または主任を防災担当として位置づけしております。現地本部としての体制強化を図っているところでございます。

現地本部の役割は、主に4つございます。災害情報の収集及び伝達について、消防団や自主防災組織と連携しながら、地区内の被害状況を収集し、災害対策オペレーションシステムに入力することで情報の伝達を行ってまいります。

次に、市民への広報活動につきましては、自主防災組織や民生委員へ避難情報等の周知を図ります。

次に、避難所開設及び管理について、施設管理者や避難所運営職員と連携し、避難所管理や状況把握を行うとともに、町会などと連携して一時避難所の開設状況の把握を行ってまいります。

次に、災害用備蓄品の調達及び供給につきまして、備蓄食料等の管理、配布や必要個数の把握、調達を行ってまいります。

また、災害情報や避難情報等の収集体制につきましては、消防団や自主防災組織と連携し、被害等の情報を現地本部や消防本部へ報告いただいております。いただいた情報は、災害対策オペレーショ

ンシステムに入力することで、災害対策本部員全員が情報を共有できる仕組みを構築しているところ
でございます。あわせて、災害時には市のLINE公式アカウントから市民が被害状況を通報できる
仕組みも整えているところでございます。

市民の避難情報等の収集体制につきましては、避難所運営職員がタブレット端末を用いて避難情報
を災害対策オペレーションシステムに入力することで、災害対策本部員全員が情報を共有できる仕組
みを構築しているところです。また、避難所の混雑状況などにつきましてはリアルタイムで市民に向
けて配信しているところでございます。

それでは、5ページ目のほうにお移りいただきたいと存じます。避難所対応に係る全庁体制につい
てでございます。まず初めに、避難所開設運営職員研修会の実施についてでございます。災害時にお
ける迅速な初動態勢を図るため、毎年度当初、避難所担当職員を対象に研修会の開催とコロナ禍に対
応した避難所開設訓練を実施しているところでございます。災害時には避難所担当職員が、避難所の
施設管理者の協力を得ながら、責任を持って避難所の開設、運営や避難者の状況把握に当たります。

次に、災害時における迅速な意思決定を行うために、災害対策本部事務局担当職員を対象として、
先ほどもご説明いたしました災害対策オペレーションシステムによる情報収集の確認と被害状況の入
力、防災情報の配信訓練を実施しているところでございます。

次に、大規模停電等を想定したブラックアウト対策として、夜間の防災訓練を昨年9月に実施した
ところでございます。

続きまして、ペット同伴避難所の開設ですが、通常避難所はペットを軒先や駐輪場につながなく
てはならず、台風19号の際にもペットと離れて避難することをためらい、避難所の駐車場に車中避難
された方も多数いらっしゃいました。今回、飼い主とペットが安心して同伴で避難できるよう、勤労
青少年ホーム体育館にペット同伴避難所を開設し、飼い主とペットの避難先の確保につなげたところ
でございます。

また、このペット同伴避難所は、飼い主の方はもとより、獣医師会や動物愛護団体等の協力も必要
なことから、開設までに保健所とも連携しながらワークショップを開催、意見交換を図ったところ
でございます。今後も市民参加型のモデルケースとなる避難所運営を目指して、関係団体と連携してま
いりたいと考えております。

それでは、6ページ目にお進み願いたいと思います。(2)番目、市民の役割についてございま
す。

それでは、7ページ目に進ませてもらいたいと存じます。まず、①、過去の災害時の市民の避難
状況でございます。令和元年の台風19号におきましては、避難者数4,957人で、開設避難所は42か所、
令和3年2月の福島県沖地震では避難者数32人で、開設避難所は17か所、また先月発生いたしました
同じく福島県沖地震では避難者数63人で、開設避難所は同じく17か所となっております。

次に、②、市民の災害情報取得の現状でございます。現在、防災と災害情報メールマガジンの登録

者数は約7,000人、福島市公式防災アプリの登録者数は約4,700人、LINEの防災、消防登録者数は約1万5,000人となっております。資料にも記載のあるとおり、エリアメールでございます緊急速報メールや防災アプリをはじめといたしまして、先ほどもご説明いたしました屋外スピーカーや戸別受信機など、情報発信の多重化を図っているところでございます。しかしながら、依然としてテレビなどの従来のメディアから情報を取得されている方もやはり多数いらっしゃることから、dボタンの活用など、今後も継続して周知、啓発をしてまいりたいと考えてございます。

次に、③番目の自主防災組織や消防団などの災害時の活動状況でございます。まず、結成状況ですが、組織数は596、組織率は74.6%、活動率は32.2%となります。ここ2年間で、コロナ禍の影響により、地区の防災訓練や防災講話の実施機会は減少してございますが、後ほどご説明いたします地域防災マップや地区防災計画づくりなどを通して、自主防災組織の活動につなげているところでございます。

次に、自主防災組織の役割ですが、平常時には災害発生時を想定いたしまして、被害を最小限に抑えるため、日頃から地域内の危険箇所の把握や防災訓練の実施、防災機材の整備などを行っているところでございます。また、災害時には消防団などと連携に努めながら、住民の避難誘導や安否確認、負傷者の救護や避難所の運営など、地域における災害対応に重要な役割を担っていただいているところでございます。

8ページ目にお進みいただきたいと存じます。大きな2番、平常時の減災のための市の役割、市民の役割でございます。(1)、市の役割についてでございます。

続きまして、9ページ目のほうにお移りいただきたいと存じます。市民への啓発活動の主な取組でございます。まず、防災専門家によります防災講演会の開催でございます。昨年度は、福島テレビ気象予報士の斎藤恭紀さんを講師にお招きいたしまして、福島市で気を付けなければいけない災害は？と題しました講演会を開催し、約200名の方にご参加いただいたところでございます。コロナ禍の影響もございまして、会場を分散させながら、飯坂と松川会場につきましてはリモートにより開催したところでございます。

次は、防災スキルアップ研修会の開催です。防災士や消防団の学生団員、防災に関心のある方を対象としまして、防災スキルの向上を目的に実施し、昨年度はマイ・タイムラインの作成と避難所開設運営訓練を実施したところでございます。

また、今年度新たに防災士の会を発足いたしましたところでございます。これまで地域において個人で活動されていた防災士の方にご入会いただきまして、今後は地域の消防団などとも連携し、防災訓練や災害現場でのボランティア活動を行うとともに、学校や自治会などでも講演や防災指導を進めいただき、防災知識の普及啓発を行っていただく予定でございます。

10ページ目にお進みいただきたいと存じます。ここ2年間にわたりますコロナ禍の影響から、地域の防災訓練が減少傾向にありますことから、いつ発生するか分からない災害に備えるために、防災に

関する基本的な知識をデジタル防災訓練として3本の動画に編集し、1本目は情報の集め方、2本目はいざ避難となった場合に準備するもの、3本目は避難する際の持ち物、服装などを分かりやすくまとめ、広く周知、啓発を図ったところがございます。なお、後ほどモニターのほうで1本目の情報の集め方をご覧いただきたいと存じます。

また、今年度の取組として、防災意識醸成チャレンジ動画といたしまして、デジタル防災訓練をさらに充実した内容で作成し、周知、啓発に努めてまいりたいと考えております。

11ページにお移りいただきたいと存じます。令和4年度の市の新たな取組についてということで、防災意識醸成・危機対応力向上事業を進めてまいりたいと考えております。これは、全ての世代の方に防災、減災について広く学んでもらうことで、災害時の対応力を高めていただくものでございます。また、防災給食として、小中学校にアルファ米、ワカメ御飯を提供し、災害時の食料について体験いただきます。また、地域の運動会でも防災メニューを取り入れた種目を行い、子供から大人まで楽しみながら防災について学んで、災害時の対応力を高めていただきます。このほかにも、親子で防災について考えていただく防災意識アンケートについて実施してまいります。

12ページにお進みいただきたいと存じます。②の地区防災計画策定など市と市民が協力した取組についてご説明いたします。地域コミュニティの強化を図るとともに、災害時における地域での共助の仕組みづくりに向けて、地元自治会や防災士の方に参加いただきながら、ワークショップを開催し、意見交換と実際のまち歩きを実施し、地域内の危険箇所を記載した地域防災マップの作成につなげてまいりました。また、防災マップを基に災害時における地域内の対応をまとめた地区防災計画の作成支援を行い、地域防災力の強化を進めているところでございます。1つの地区につきおおむね2年間のスケジュールで進め、1年目は地区防災マップの作成を行い、2年目にはマップに基づいた地区防災計画の作成を進めているところでございます。令和8年度までには全16地区で作成支援を行ってまいります。

なお、委員の皆様のお手元に昨年度作成いたしました杉妻地区の地区防災計画、概要版でございますが、それと永井川地区の防災マップをお配りしてございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

それでは、13ページ目にお進みいただきたいと存じます。市と市民が協力したその他の取組として、幾つかご紹介いたしたいと存じます。まず初めに、一時避難所（集会所）でございますが、こちらのほうの活用でございます。コロナ禍における避難の分散化といたしまして、自治会の皆様にもご協力いただきながら、一時避難所として現在200か所余りの地区集会所の活用にご協力いただいているところでございます。

次に、車両避難場所等の提供協力です。こちらもコロナ禍による避難所への避難をためらわれる方に大規模災害時におきまして車で避難できる体制を整備するために、スーパーやホームセンター、葬祭場、福島運輸支局などにもご協力いただきまして、車両での一時避難先として店舗駐車場などを現

在28か所確保させていただいているところでございます。

次に、障害者に配慮いたしました福祉避難所でございます。これは、浸水想定区域に居住する障害者が通い慣れた通所施設等に登録することで、災害時に安心して避難できる体制を整備したところでございます。現在17事業所にご協力いただき、登録者数は178人となります。

次に、妊産婦や医療的ケア児の安全な避難先の確保として、ホテル、旅館の活用を図ったところです。昨年9月には医療的ケア児の保護者を対象に施設見学会を開催いたしまして、避難場所の確認を行ったところです。現在17施設にご協力いただいているところでございます。

それでは、14ページ目にお進みいただきたいと存じます。先ほどもご説明いたしましたペット同伴避難所につきまして、県獣医師会との連携を図るため、協定を締結いたしました。今後避難所におけるペットの飼育や応急処置に係る飼い主への支援を行っていただくこととなります。

また、今年度の新たな取組といたしまして、動物愛護ボランティア体制の整備を進め、避難所開設や運営に係る支援についてご協力をいただく予定でございます。先ほども触れましたが、市民参加型のモデルケースとして展開してまいりたいと考えております。

15ページ目にお進みいただきたいと存じます。企業や団体と災害時応援協定を締結し、災害時における協力関係を構築しているところでございます。昨年度から新たに災害時連携ふくしまタスクフォースといたしまして、協定締結事業者間の連携強化を図ることで、大規模災害時におけるオール福島の体制を構築することで災害対応力の強化を図るものでございます。現在までの取組としまして、モデルケースといたしまして、電力や通信、石油、ガスなどのエネルギー関連のライフラインを担う事業者10の企業、団体様にご協力いただきながらワークショップを開催し、災害発生時における対応等について意見交換を図ったところでございます。今後さらにほかの分野についても担っていただける事業者の方に横展開をしてまいりたいと考えております。

それでは、16ページ目にお移りいただきたいと存じます。こういった連携を基にしながら、昨年9月には災害時に大規模停電が発生し、避難所がブラックアウトとなった場合を想定した防災訓練を実施し、電力供給や照明設定等の対応訓練を行ったところでございます。

さらに、今年2月には、厳冬期、地震により停電が発生したケースを想定した防災訓練を実施し、電源車や電気自動車による電力供給等のもとより、非常通信の確保、暖房機の設置を行い、厳冬期においても安定した避難所運営ができるように訓練したところでございます。

それでは、17ページでございます。大きな2番、平常時の減災のための市の役割、市民の役割、(2)番目、市民の役割についてでございます。

18ページ目にお進みいただきたいと存じます。初めに、自主防災組織の平常時の活動状況ですが、昨年度、優良自主防災組織として表彰されました2つの自主防災組織の活動を事例としてご紹介いたします。

まず、北原町内会ですが、毎月夜警を実施し、育成会とも連携し、地域への理解を深めるため、小

学生にも参加を呼びかけながら継続して実施しております。また、地域内の事業者とも連携し、駐車場を災害時における一時避難所とする災害時相互応援協定を締結しております。

次に、東浜町会の取組でございますが、毎年定期的に防災訓練を実施し、その際、被害情報の報告訓練も併せて行っており、昨年2月に発生しました福島県沖地震の際にも実践したものでございます。

2つの事例からも、地域社会の安全安心につなげるために、自主防災組織の活動は今後ますます重要になるものと考えております。

次に、自主防災組織と消防団の連携状況ですが、消火や救護、避難など消防による実働的な訓練に自主防災組織と消防団が参加し、連携を深めながら防災力の向上に取り組んでいるところです。昨年度、訓練件数は31件、参加人員は1,093名となっております。

続きまして、19ページ目にお進みいただきたいと存じます。今年度の新たな取組といたしまして、災害時要援護者支援パッケージ事業を進めてまいります。今まで各部局が個別に取り組んでおりました取組について、個別に具体的目標を設定し、危機管理部門が全体の進捗を統括しながら、水害時において逃げ遅れの無いよう取り組むものでございます。

概要といたしましては、災害時における個別の避難環境に適した個別避難支援プランの作成や災害時要援護者名簿の整備を進めてまいります。

また、災害時におきましても要援護者の方に安心して避難いただける避難所整備として、テント型パーティションやエアベッドの設置による住環境をはじめとして、中長期の避難にも適した避難食の導入など、健康面にも配慮した環境整備に努めてまいりたいと考えております。

また、要配慮者施設の避難確保計画の作成指導とともに、作成後の防災訓練にも取り組んでまいりたいと考えております。なお、要配慮者施設等の防災訓練を行うにあたりましては、防災士はもとより、自主防災組織との連携も重要になりますことから、参加、協力への呼びかけを引き続き行ってまいりたいと考えております。

説明は以上となりますが、最後に防災力の向上につきましては、行政の対応に加えまして、地域住民の方との連携、協力は欠かすことのできないものでございますので、今後とも防災訓練や地区防災計画の作成など様々な場面での連携、協力に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

引き続きまして、先ほどのデジタル防災訓練の1本目の情報の集め方について、ご覧いただきたいと存じます。

【この間動画視聴】

(梅津一匡委員長) それでは、質疑に移ります。ご質疑のある方はお述べください。

(小松良行委員) 3ページですが、災害情報の収集、伝達体制について、情報発信の多重化ということで1番から3番までのご説明がありました。例えば戸別受信機約1,300台貸与、8月とかというの、これはもう完了なのですか、それとも8月をめどに貸与を完了させるのですか。

(危機管理室防災係長) 昨年度の8月までに1,300台の貸与が完了しているというふうになっております。

(小松良行委員) 市内町内会や浸水想定区域の福祉施設とありますが、町内会は町内会単位というのは分かるのですが、浸水想定区域の福祉施設、例えば福祉施設といっても老健施設から保育所まで様々なのですが、どういったところにお配りされているのかというところをもう一回、1,300台のざっくりした内訳について、少し詳細に確認したいと思います。

(危機管理室防災係長) 町内会と福祉施設合わせて1,200台ほどで対応しております。残り100台につきましては、市内の小中学校のほうにお配りしております。

以上です。

(小松良行委員) 幼稚園や保育所などの施設への貸与ももう既に完了しているというふうに理解してよろしいのですね。

(危機管理室防災係長) そのとおりでございます。

(小松良行委員) それから、屋外スピーカーの施設への設置についても完了というふうに理解するところでもありますけれども、内水被害等のある区域、地域、大きな河川ではなくて、小規模な河川でも最近の内水被害とかあるのですが、そこらにも適切に配置されているのか、それとも重点河川のみ27か所になっているのか、ざっくりとした内訳を伺います。

(危機管理室防災係長) 屋外スピーカーにつきましては、内水のほうは見ておりませんで、やはり重要河川で、今回は27か所に設置されております。今後アンケート等で検証を重ねまして、必要箇所があれば今後増やしていきたいというふうに考えてはおります。

以上です。

(小松良行委員) あとは、防災アプリですが、現況、どのくらいの方々が登録されているかというのはお分かりですか。

(危機管理室防災係長) アプリにつきましては、現状で4,500件ダウンロードされております。

以上です。

(宍戸一照委員) 前回、台風19号のときに指定避難所の見直しについてたださせていただいたところです。例えばうちのほうですと、指定避難所というものは水害については佐原しかない。そうすると、荒川を越えていくのかいというようなことで前に申し上げたかと思うのですが、その際、今後見直していきたいというふうな答弁をいただいたわけですが、その後、先ほどの杉妻地区も、その後の水害で指定避難所が行けないというふうな、場所が違うということで話題になって、それらを含めて見直しを図りたいというふうなご指摘、先ほど17か所というのは大体支所、学習センターか、これらが主になるのかと思いますけれども、今回も話題になっている水害のときの指定避難所の見直しというような部分の状況を説明願います。また、地域への周知は進んでいるのか。

(危機管理室室次長補佐兼減災係長) 台風19号の際は、開設する避難所を確定して進めていなかった

というのが現状で、その反省を踏まえまして、翌年度、令和2年度からは指定避難所38か所を確定して、その38か所をレベル3からレベル4に移る際もスムーズに開設できるように指定してきたところなのですけれども、昨年、令和3年度、全部で40か所の指定避難所を開設するというで確定したところでございます。その中に勤労青少年ホームのペット避難所を追加して、市政だよりのほか、各町会等で行う会議のときにも周知を図りながら、広く周知、啓発に努めたところでございます。

(宍戸一照委員) ちなみに、西地区の場合はどこになったのですか。

(危機管理室室次長補佐兼減災係長) 西地区につきましては、佐原小学校のみとなっております、吉井田もそうなのですけれども、開設できる避難所が限られておりまして、そちらに早めに誘導させていただく方法と、あとは車中避難ということも可能だということで、今、全28か所の企業さん、事業所さんにご協力いただきながら、車両で避難できる場所を確保して、皆さんのほうに周知をさせていただいているところです。

(宍戸一照委員) 地域の皆様はその体制というのは分からないのよね。車中でしなさいと言われても、そういう意識はないし、どこの場所で車中でしていいのというような話になるわけよ。その辺についての周知が、今佐原についてはできませんという、では佐原以外のところはないのですねという話になると、高齢者とか、話題になったのは高齢者が1人で行けないから、送ってちょうだいというような電話を支所にいただいたことがある。その話も申し上げていたのだけれども、確かにシステム的にはすばらしくなっているわけだけれども、やっぱり過去の課題というものがどういうふう整理されているのか、地域に対して周知されているのかなということがやっぱり課題なのかなということでお伺いしたところなのだけれども、そこは整理されていないのかなというふうに思ったところなので、車中泊しなさいというのは車中泊でどこの場所にするのかと。例えばあづま運動公園、広い駐車場もあるけれども、あそこは3メートルくらい浸水するのよね。そうすると、あづま運動公園はほとんど全域が浸水すると。では駐屯地を開放するかというと、駐屯地は開放しないわけだから。その辺のところをやはり整理していただきたいなと、もう少し詳細にもう一回検討をお願いしたいなと思うところです。

(高木克尚委員) 想定外というのが許されないのが災害です。そんな中で、これほどきめ細やかに様々な場面を想定したシミュレーションを担当されている皆さん、本当にこれだけの人数でよくやっていると思うぐらい優秀な人がそろっているのだなと思っております。昨年の市長の答弁の中で、情報は伝えるものではない、情報は伝わるものだという答弁をいただいて、非常に心強いのですが、幾らこういう訓練をしても、我々大人、特に私も高齢者の域に入ってしまったので、いざ本番というときに、意外と忘れるケースがあるのです。平常時のときは、ここはこうすればいいのだとか、理屈では分かっているのですが、いざ本番になると、すっかり忘れてしまうというのが高齢者にはありがちな反応なのです。だから、せっかく通常伝わっていたものが本番のときに役に立たないのでは困るので、そこで1つ、これもありがたいなと思ったのは、お子様がいる家庭って、子供は一回習ってきた

ことは忘れないのですよね。それをじいちゃん、ばあちゃんに一生懸命教えるわけです。そうすると、じいちゃん、ばあちゃんは隣近所のお茶飲み話に、孫からこう言われたから地震があったときはこうしようねなんていう会話で、常に考えるパターンが増えれば増えていくほど、いざというときに役に立つのかなというのが情報だと私は思っております。今日お見せいただいたデジタル動画、これはあまり一般家庭の方は目にする機会はない。逆に小学校、中学校の皆さんにこれを繰り返し見せていただくと、家庭内で役に立つ情報が子供たちから発信できるのかなと思って、非常にいい動画だなと思ったのですが、これは、現在は学校なんかでも放映はされているのでしょうか。

(危機管理室室次長補佐兼計画係長) 動画につきまして、今現在、利用はまだないのですけれども、先ほどご説明させていただきました今年度から始める防災意識醸成と危機対応力の向上事業の中で、学校で上げていただくように今後したいなというふうに考えております。

以上です。

(高木克尚委員) 小さいお子さんがいない家庭をないがしろにするつもりは毛頭ないのですけれども、せめて各地区に少なからず子供たちはいますので、子供たちが通常から情報発信をしていただければ、非常に町内会でも意識が少しは上向くのかなと、こんな思いがしますので、ぜひ子供たち向けにもこういう動画をどんどん発信していただければ、動画を再生する能力のない高齢者にも間接的に伝わるのかなと、こんな思いが非常に強いものですから、ぜひ活用を研究させていただければと思います。

(小野京子委員) 福島市防災士の会というのを発足されて、私も一般質問で防災士についてお話しして、今回発足できてよかったなと思うのですけれども、現在何人の方から発足して、今後どのように入会を進められるのか教えてもらいたい。

(危機管理室室次長補佐兼減災係長) 現在の会員数が約30名ほどとなっております、市政だより等で広く呼びかけをしたところ、市で養成して防災士となった方々以外にもお声がけいただきまして、防災士の会に入会していただいたところがございます。この間、発足をさせていただきまして、今後の活動について皆さんと意見交換をしながら決定してきたところです。今後は、市の総合防災訓練のほかにも、先ほどご説明いたしました地区の防災マップ作りとか防災計画づくりのほうにも参加していただいて、携わっていただけるように、連携しながら進めていきたいと考えております。

(小野京子委員) 男女別、分かりますか。男性何人、女性何人。

(危機管理室室次長補佐兼減災係長) 女性は少なく、5名です。

(小野京子委員) あと、活動内容なのですから、グループで動くのか、地域ごとに動くのかというのはどうなっていますか。

(危機管理室室次長補佐兼減災係長) 防災士の会には市のほうも事務局としては入っておりません。その中で進めていくのですけれども、全員に声かけして、その中で多いときはチーム編成しながら、いろいろな事業に全員で割り振りしながら、地域ごとに行ってくださいということでした。

(小野京子委員) あと、先ほどアプリのほうをお見せいただいたのですけれども、高齢者、スマホの

使い方って今やっているのですけれども、防災アプリの使い方とかというのもそのときに教えているのかな。使い方が分からないとなかなか高齢者の方とか、その研修みたいな中ではどのようにされているのですか。

(危機管理室防災係長) 政策調整部のほうでスマホの使い方というような研修はやっているのですけれども、その中でアプリのダウンロードに関しましては、パスワードが必要だったりとかということで、なかなか高齢者の方だと、そのパスワード自体もお分かりにならないという方もいらっしゃると思いますので、その先にはなかなか進まない状況でございます。それで、そのパスワードまでご用意いただいて、アプリのダウンロードというお話をさせていただければというところなのですけれども、現状はあくまで電話の使い方までで終わっているような状況でございます。

以上です。

(小野京子委員) なかなかこれ使うのはあれなのですけれども、やっぱりそういった集まっているので、何とかできる方もいるかもしれないので、せっかくこういうアプリがあるので、そういうのも徐々に進めていただければと思います。

自主防災組織で訓練やっているのですけれども、なかなか地域によってできないところもあるのですよね。そういう場合は、市の危機管理とかで応援に行ってもらうこともあるのですか。

(危機管理室室次長補佐兼減災係長) 今回31件、令和3年度に行った消防のほうでの指導研修なのですけれども、そのほかに私たち危機管理室で防災講話の申出があれば出向いて行って、防災講話を行ったり、あとはもうちょっとコンパクトにできる防災訓練の相談を受けておまして、情報伝達訓練であったりとか、みんなで1か所に集まらなくてもできますよといった支援というか、指導、助言等を行いながら、訓練に参加していただくように地区の方にお話をさせてもらっております。

(小野京子委員) いざというときは自主防災組織がすぐ動けるように訓練が大事になると思うので、そういった中で多くの自主防災組織の方が動けるような、こういうことができるのだということを啓発というか、情報を流していただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

(黒沢 仁委員) 資料の4ページでございますが、避難所の開設というようなところで、この一時避難所、集会所等ということで、先ほど高木委員のほうからもお話があった高齢者といった部分で、福祉避難所に関わりのない人でも、やっぱり近くの避難所にいち早く駆け込むということが地域防災計画の中でも検討されるべきものだと考えているわけでございますが、205か所予定しているという説明があったのですけれども、この一時避難所の選定とか役割についてはどのように考えているのでしょうか。

(危機管理室室次長補佐兼減災係長) 現在400近くの集会所の中で205の町会の方々が一時避難所として自主的に開設してもいいですよということでご協力いただいております。そちらの運営については、まずは町内会で一時避難所を開けるよというのを周知していただいて、高齢者の方が歩いて避難でき

るのであればその方々を優先で受入れをして、町内会の方々が率先して受入れという訓練をしていたきながら、開けたら、現地本部である支所のほうに、開けましたという連絡をするまでお願いしているところです。開けたところで、市のほうではそれを本部に連絡するという流れになっておりますので、今そこに何人の方が避難しているというのをそこで確認することができるような流れになります。あくまでも一時避難所となっているので、その先、中長期になった際は、そこからの移動というのは出てくるかと思うのですが、そこまでを地区の方々でどうするかというのを考えていただきながら避難していただくというのを私どものほうでもお願いしていかないといけないと考えております。

(黒沢 仁委員) 一時避難所の選定の基準については改めて設けてはいないけれども、自主的に町内会等で考えて設置するというようなことでしょうか。

(危機管理室室次長補佐兼減災係長) 大雨とか洪水を想定したときに、まず一時避難場所を開けてほしいという話をさせていただいたところ、やはりハザードエリアとか土砂災害エリアにある集会所については、本当に一時であって、今後規模が大きくなるようなときはちゃんと移動できるというところをお話しした上で、町会さんたちも、分かったというところで手を挙げていただいた。地震の際は、大雨関係ないので、そういったときは開けますよとか、災害の種別によって開けるというところまで考えていただきながら、自主的に協力しますというところでお話をいただいております。

(黒沢 仁委員) 今後の地域防災計画の中でしっかりと議論を進めていかななくてはならないと考えると同時に、やっぱりその地域の危険箇所とか災害についてはその地域の人たちが一番よく分かっているわけですから、その辺をしっかりと地図に落とし込めるように指導しながら進めていっていただきたい。これ要望です。

(村山国子委員) 関連してなのですが、3.16の地震のときに、うちの町会の集会所は被災してちょっと使えなくなってしまったのです。ただ集会所を避難所として使うという申請はされていると思うのですが、例えば大雨だったら問題ないのですが、地震のときには逆に危険になってしまうという、そういう可能性もすごくあるという中で、例えば中学校とか避難所指定しているときに、ここは地震のときは駄目ですよ、水害のときはオーケーですよという、そういう区別をされているのです。だから、町内の人は避難所になっていると思えばどんな災害でも行ってしまおうという可能性があるのかなと思うので、ただ行って、逆にけがしたりしたのでは大変なことになってしまうので、そこら辺、今黒沢委員も言われたように、きちんとそこら辺は見極める必要もあるのかなというふうには思うのです。ただ、うちなんかは実際に学習センターから離れているので、そこに行くというのはすごく大変なことなので、本当に身近なところで避難できるというのは、それはすごくいいことだと思います。

1 ページなのですが、戸別受信機だったので、これは画面がない戸別受信機になっているのです。そうすると、難聴の障害を持っていたりとか、高齢者で耳が悪いなんていうとき

には、そういう対策というのはどういうふうになっているのですか。

(危機管理室防災係長) やはり委員おっしゃるとおり、耳は音がありますので大丈夫なのですが、目の見えない方につきましては、バイブレーションとかもついておりませんので、その辺ちょっと対応不可能になっております。

以上です。

(村山国子委員) そうすると、そういう障害を持っている人には最初からもう配らないというふうになっているのですか。

(危機管理室防災係長) お配りしている範囲が町内会、あと福祉施設と民生委員さんとか、そういった方に配っております、前段でご希望を取るといような形になっておりますので、あくまで確認できる方に置いていただくというところを前提で配っております。

以上です。

(村山国子委員) オペレーションシステムが稼働したということだったのですが、3.16のときの地震のときにはそれがうまく回って、こういうところで被災していますよとかと入力があって、同じ認識になったとか、そういう実際に使われたのかどうかというのを教えてください。

(危機管理室防災係長) 後ほどご覧いただこうかと思いましたが、各課のほうでスムーズに入力できまして、あと別部門の消防のほうで入力をしていただいたこともございまして、1画面で全ての災害が細かいところまで、写真も入れながらというところで情報の共有をできたところがございます。

以上です。

(村山国子委員) 13ページだったのですけれども、障害者に配慮した災害時支援事業という、福祉避難所なのですけれども、これは浸水想定区域内に居住しており、これに限定なのですか。

(危機管理室次長(危機管理担当)) すみません。これは障がい福祉課での事業を掲載したもので、当時私がいたときにやった事業なので、ご説明させていただきますが、あくまでも水害を想定しております、浸水想定区域内にいる利用者の方を各事業所さんと我々でピックアップしまして、その利用者さんにお声がけをして、施設のほうに安全に避難したいという方を登録者として進めたものでございまして、当然中には一般の避難所に行ける方もいらっしゃるもので、そういった一般の避難所、あとは登録したところに行きたいということで避難先に加わったものでございます。

(村山国子委員) 障害者の方って、自閉症の人だったりすると、なかなかなじめないとか大きい声を出してしまって、親御さんがすごく大変な思いをすとか、そういうのもあると思うのですけれども、例えば地震でも避難するかもしれないということを考えると、浸水想定区域内、大雨のときで浸水するときだけというふうに考えるよりは、もうちょっと幅を広くしたほうがいいのかと思ったのですけれども。

(危機管理室次長(危機管理担当)) 障がい福祉課の話になるのですが、まず水害が一番だったので、浸水想定区域で進めました。ただ、事業所さんには、おっしゃるとおり、地震の際でも受け入れても

らえないかという打診はしまして、今ちょっと障がい福祉課のほうでどのように進んでいるか分かりませんが、ただ建物が被害に遭っていないということが前提にありますので、被害に遭っているか遭っていないかというところを確認していただいた上、進めていただきたいという話までして、私は異動してしまったので、その後については障がい福祉課のほうで続けているかと思えます。

(村山国子委員) 別な課のことを教えてもらってすみません。それで、移動というのは、これはどうなるのですか。

(危機管理室次長(危機管理担当)) 移動については、事業所と利用者さん、保護者さんのほうで話し合ってもらって、お話し合いになって決めていただいています。実際に事業所は行けるところは行きますという話もされていまして、水害の状況によって、通れる道、通れない道というのも、それは個別にやり取りをして、通路等を含めて進めてくださいという話はしてあるところでございます。

(村山国子委員) 19ページだったのですけれども、災害時の要援護者名簿の整備ということなのですが、この災害時の要援護者の援護というのは、もう私が議員になる前から話があって、平成10年とか、もっと前なのかな、そこからずっとやってきてもやっぱりなかなか進まないというのが実態なのかなと思っているのですけれども、実効性のあるプラン作成というふうにはなっているのですけれども、個別計画を前からつくるといふに言っていたと思うのですけれども、またここに作成するとなっているのですけれども、前につくるとかと言っていたのはもう進捗されていないということなのでしょう。

(危機管理室室次長補佐兼減災係長) もともと個別避難支援プランということで作成はされていたのですけれども、それが実効性のあるものになっていなかったというのが現状でして、実効性があるような避難計画にするために、今後は一番個別避難計画を必要とする方をちゃんと拾ってあげて、その方がちゃんと避難できるというところに携わるのが、ケアマネさん、福祉専門職の方に入っていて、そういった方々の知見を聞いて、その方が、先ほど言った障害者だったら、福祉施設が避難先だとスムーズに避難できるといったところを個別避難計画でつくって、施設に避難すると、あらかじめもうそこに登録するような形で計画を作成して、それを地域の方とケアマネさんとかご本人さんが分かって、情報共有して、この方が何かあったときは必ずそこに行くのだよというのをもう確定するというところを今回、国のほうから、5年間で努力義務でつくりなさいよというふうに示されているので、それに向けて、要援護者パッケージというのが足並みをそろえて、障害者、高齢者、お子さんまで含めて、足並みをそろえてやっていきたいと思いますということで今回パッケージ事業として危機管理室のほうで統括してやっていくという考えで行う予定でございます。

(村山国子委員) そういうふうにはハード面的には整備されているし、実際に災害になって、実際その要援護者がそこにちゃんと行けるのかというのがちょっと疑心暗鬼という感じなのではけれども、そこら辺はそれも確実にっていくということなのでしょう。

(危機管理室室次長補佐兼減災係長) そこも、全部移動も含めて、全部計画の中で定めましようとな

っております、行き先が施設であれば施設の福祉車両を使って移動する、もしくは自分でタクシーを呼んで移動できるのであればタクシーを使うとか、それぞれに合った移動手段を選択して計画をつくるというふうになっております。

(村山国子委員) 先ほどの高木さんの災害が起きたときには思い出せないというのがあると思うのですけれども、例えば高齢者のひとり暮らしとかだと、そういう認識になかなか、それを本当に本人が分かっていなくても、例えば大きい地震なんかだと、全ての人のことを配慮するぐらいのことができるのかというときなんかは、本当にスムーズにいくのかなという感じがするのですけれども。

(危機管理室室次長補佐兼減災係長) 個別避難計画の中には地域支援者という方もおられまして、ベストなのは2名以上の地域支援者を設定するというのが一番いいのですけれども、何かあったときはその人がお声がけをする、避難誘導するというのが、その方がいない場合でも2人目の方がまた電話をするなり、訪問するなりして、その人を支えていくと、避難させるというのが一番実効性のある避難計画になっておりますので、それを地域の方々にも分かっていたきながら進めていくというのが今回の個別避難計画となっております。

(村山国子委員) この名簿の整備ということなのですが、例えば更新の申請みたいなのが来たのですけれども、これまで、そういうのが来ても何ら変わりがなかったもので、申請しない人も多く出たのではないかなと思うのですけれども、この人数というのは減っていますか。

(危機管理室室次長補佐兼減災係長) 対象者の数は約3万人になっておりまして、その中で支援してほしいということで、同意して申請されている方が約4,000人弱おります。その方々がそのときは登録して、翌年になると登録したことを忘れてしまうという現象がどんどん積み重なっていくというのが多かったものですから、現況届というものを何年に1回、3年に1回とか、ちょっと詳細は、長寿福祉課でやっている仕事なのですけれども、そういったことで現況届をしながら、自分の避難行動を確認していただく。それをただ送りつけるだけではなく、関係している民生委員さんや福祉専門職の方がそれを基に、どうですか、変わらないですかということで、それを更新していくように今後進めるということで、研修会等を開きながらやっていく予定ではございます。今までは、更新は年に3回、住基情報だけの更新は定期的に行っていたのですけれども、本人さんの状態が変わったという更新が、なかなか自分で変わりましたと言うのができない状態だったので、それを周りから気づいたらすぐ変更できるようなシステムに移行していきたいなというところで、福祉専門職の方の力添えが今後かなり重要になるということで考えて、今後やっていきたいと考えております。

(村山国子委員) 名簿の整備なのですけれども、これはどういうふうになっているのですか。

(危機管理室室次長補佐兼減災係長) 名簿につきましては、同意いただいているものと同意いただいていない対象者と2つの名簿が存在しておりまして、本当に未曾有の大きな災害が起きたら、その同意を得ていない方の名簿も皆さんで共有して確認に使うとなっておりまして、同意している人たち4,000人の名簿につきましては、各地区の支所、消防等に置いておりまして、何かあったときにいつで

も町会さんとか、あとは民生委員さんに町会さんの名簿は渡すことができるようになっていまして、今回の整備、精緻化するというか、台帳は今まで65歳以上のひとり暮らし高齢者が入っていたのですが、今元気な方もいらっしゃるし、働いている方も多ということで、ひとり暮らしは今度75歳以上の方を対象としまして、74歳以下でも必要であれば登録することは可能でございますので、そういったところ、名簿の必要性、支援が必要だという方々をちゃんと把握するということで台帳の精度の管理というところを今年は進めていきたいと考えています。

(村山国子委員) 十五、六年前になるかと思うのですけれども、神戸のほうに視察に行ったときに、その名簿について、全市の画面の中に、ここに誰がいるよというのが地図に登録されていて、そこをクリックするとその人のいろんな情報がカルテみたいな感じに出てくるということで、すごく分かりやすいなと思ったのです。名簿だけだと検索はできると思うのですけれども、どこにいるのかというのが実際に目に見えて分からないというのがあるのかなと思うのですけれども、そういうふうに名前を検索すると、市内のどこに住んでいて、この人はどこに避難するようになっているみたいな、そういう全て一目で分かるような、何かそういうのも必要かなとは思っているのですけれども、すごく大変な労力は要るかと思うのですけれども、実際にこの実効性のあるプラン作成というふうになれば、そういうのも必要と思うのですけれども。そういうのを見たということで、これは参考までに。

以上です。

(高木克尚委員) 危機管理室の所管なのかどうか、ちょっと分からないので、教えていただきたいのですが、避難所の運営というのは、危機管理室の所管の仕事なのでしょうか。

(危機管理室室次長補佐兼減災係長) 避難所支援班ということで職員のほうを394名登録しております、そのうち360名の方に指定している各避難所に行ってくださいように研修をやっている最中です。避難所は、開設、運営、閉鎖までを施設を借りて運営するということをお願いしているところです。

(高木克尚委員) 職員を大量に配置する権限は危機管理室にある。避難所に派遣された後、派遣先の職員の命令系統というのは、誰の言うことを聞けばいいのですか。

(危機管理室室次長補佐兼減災係長) 避難所を運営している職員については、危機管理室の命令の下に運営しております。

(高木克尚委員) 市の職員の皆さんは、組織人ですから、こういうケースはこの方の指示系統で動けばいいとか、それはもう頭で、体で把握しているのです。ただ、行った先が市の職員でない施設管理者の下に配置をされるということになると、非常に緊急対応のときに誰がどう判断すればいいのかということは、本庁から派遣された職員の皆さんには物すごい負担になると思います。かといって、4ページを読み取っても、施設管理者が避難所責任者なのかどうかということは明確に書いてはありませんで、一体誰が職員の差配をし、避難されてきた方々の安全を確保できる責任を負うのか、そこはお考えになったことはございませんか。

(危機管理監) 今委員がおっしゃるような、実際、避難されてきた方の安全の確保というのは、これ

は当然避難支援班の職員が行わなければなりませんので、そちらの対応に当たるために今現在研修を行っているという状況です。ただ、実際、施設管理という形で、学習センターですとか、あるいはその他の指定管理というような施設もございますけれども、そちらのほうはあくまで施設の管理という形で出てきていただいているという状況なので、例えば電源の在りかですとか、あるいは仮に冬場ですとストーブを出していただいたりとかというような、そういった面でお世話いただいているという形でございます。

(高木克尚委員) これまでも何回も避難所を開設されて、市の職員を担当先に派遣し、お手伝いをさせていただいて、大変ありがたいのですが、実際、最近は避難されている人数が少ないので、あまりご苦勞はされていないのだと思います。ただ、大地震のときは何人避難してくるか想定もできない。大量に來られたときに、たった2名の派遣職員が全部把握し切れるかという、把握し切れない。避難されてきた市民からすると、学習センターの責任者は館長なのだと見えるのですよね。そのとおり学習センターの館長さんもお苦勞をされておりますけれども、一方で市の職員である支所職員が待機しています。そちらはもう現地本部ですから、避難対応をする暇もないぐらい現地調査をする責任がありますから。ただ、市民からすると、何で館長さんは民間人なのに頑張っているのに、市の職員はそっちで何も我々の面倒を見てくれないというふうに映る場面が何回か聞こえてきたのです。これ本当に気の毒な現象で、決して市の職員は遊んでいるわけではないのにそう見られると、あと、これ前にもお話しさせていただきましたけれども、館長さんは民間人なのですよね。ですから、どこまで緊急事態のときに避難所の最高責任者として私はいなければならないのだという自覚があるのかどうか、その辺もちょっと不安だし、経験もないし、そういった事態は想定されませんか。

(危機管理監) 実際の大災害、3.11ぐらいになれば、まず2名だけの職員では足りないのは間違いないので、現時点での通常の災害であれば、まずは2名という形で職員を派遣させていただいておりますが、例えばこれは台風19号のときもそうだったのですけれども、実際は2名を派遣して、それでは足りない、吉井田小学校なんかそうだったのですけれども、500名を超える方だったのですでしょうか、避難されてきて、職員を後からかなり追加で派遣させていただいたという経緯がございます。当然、災害の状況に応じながら、職員の追加派遣はしなければならないということで、あくまで職員の中で避難されてきた方への安全の確保の責任は当然あるということで考えております。一方で、学習センターの館長さんに関しては、先月起こりました福島県沖地震の際でもそうだったのですけれども、ある学習センターに、それほど多くの数ではなかったのですが、避難者の方が、なかなかほかのところに移れないというようなご事情もありまして、10日間ぐらいだったのですでしょうか、いらっしゃったというような経緯もございます。当然学習センターの館長がずっと詰めているというのは大変なことですし、また職員の数も当然限られてきておりますので、交代でというのも当初うちのほうもお願いはしたところもあったのですが、それもやはりなかなか難しいということになりまして、館の戸締まりとか、暖房機器とか、そういったものについての管理というのを避難支援班にある程度伝

達いただいて、あと施設のほうの開け閉めとか管理とかというようなのも避難支援班のほうで行わせていただいたという経緯がございます。一応このような形で、なるべく負担にはならないような形でご協力をいただければと考えております。

(高木克尚委員) 増援要請を判断するのに、派遣された担当職員2名が簡単に判断できるのかどうかという疑問もありますし、何よりも館長さん、こんな言い方大変失礼かもしれませんが、市の職員の皆さんのように使命感をどこまでお持ちになっておられるか、そこがちょっと不安なのです。やはり市の職員であれば、これは上司に即連絡して、対応を判断していただくとかという能力はたけているのですけれども、館長さんにどこまでその対応力が備わっているかどうかによって避難所の運営に大きな支障を来すのかという心配があるのです。ですから、そこはやはり想定すべき課題の一つになってきているのではないかと思うのですけれども、ちょっと検証してみる考え方はございませんか。

(危機管理監) 学習センターの館長につきましては、年度当初に避難所の開設という形でご協力いただきますという形で、全て浸水区域に入っている学習センターはちょっと除かせていただいているのですが、それ以外の学習センターの館長に関しては一応そのような形でご協力いただくという形でご説明はさせていただいているところでございます。ただ、その災害の状況に応じては、例えば本当に1日、2日程度で避難所が閉鎖になるようなところもあれば、なかなかやはり何日とかというようなことで、10日、2週間、あるいはそれ以上の長期になってくるというような場合もございます。また、避難所に避難される方の数というのもそれぞれの災害に応じてやはり考えなければならないということもありますので、学習センターとか、ほかの施設についてもそのようなのですけれども、管理される方のご負担にならないような形で、その場合には対応できるような体制は考えてはいきたいと考えます。

(高木克尚委員) 任命権者は危機管理室ではないですから、十分分かっているのです。だから、そこを市役所として、学習センターの任命権者と危機管理室が指定する避難所責任者、ここがミスマッチにならないように、任命権者とはきちんとお話をしておいていただいて、地域で生涯学習に物すごい能力があったとしても、ではそれが本当に避難所の運営責任者にふさわしいかどうかという判断も当然任命権者は持たなければならないと思うのです。そこは、危機管理室が上程するしか任命権者には伝わらないと思うのですけれども、いかがですか。

(危機管理監) そういった考えもございますので、任命権者のほうとも、災害状態についても対応できるような人材の登用についてもぜひ話合いのほうさせていただければと考えます。

(高木克尚委員) 最大5年間、学習センター館長としてご苦勞されます。当然5年ごとに地元で推薦委員会みたいなものがあるのですね。その推薦する際の要件として、何よりもやっぱり生涯学習に能力がたけている方というのは第一優先でしょうけれども、やはり地域の危機管理も併せて担う、そういう人材が推薦委員会に名前が挙がることも必要なのだよということは何れも任命権者のほうに危機管理

室からお伝えしていくほうが今後、よりよい避難所運営の開設につながるのかなと思いますので、ご検討ください。

(小野京子委員) 防災士の会ができましたね。それで、私も防災士の資格を受けさせてもらって、避難所の対応とか、災害とか、全て防災士は研修を受けて、資格を持っている方がいるのです。福島市は、100名の防災士の方をお金かけて育てたということがあるのです。だから、避難所を学習センターでやるのだったら、1人6万円ぐらいかけて99名の方が合格しているのですから、そういう方をいざ災害のときにはその学習センターに派遣して、きちんと避難所の対応、またはいろいろケアのことも全部防災士はできるように知識を持っていますので、せっかく防災士会がつくられているので、館長さんも大事なだけけれども、そうした防災士の派遣みたいなものを、専門的な方を大変なときにきちんと配備できるような、そういう防災士の会の今後の整備の取組の中にも入れていただきたいなと思いますけれども、どうですか。

(危機管理室室次長補佐兼減災係長) 委員おっしゃるとおり、防災士は、消防団で50名、町内会の組織で50名の方を養成して、約100名の方がいらっしゃいますので、ぜひその指定避難所を開いた際には防災リーダーとしてお手伝いいただきながら、連携協力しながら、防災士の会とも連携し、地域の自主防災組織の方々にも率先して運営のほうに携わってもらいながら、避難所運営を自助、共助、公助というところで連携しながら開設、運営をやっていきたいと思います。

(梅津一匡委員長) そろそろ、皆さん、時間も時間なので、この辺で質疑は終えてもよろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(梅津一匡委員長) なお、見学しながら職員の方にもいろいろとお伺いして、後ほど意見開陳の中でも発言いただけるとと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それでは、災害対策オペレーションシステム見学のため、委員会を暫時休憩します。

午前11時24分 休 憩

午前11時55分 再 開

(梅津一匡委員長) 委員会を再開いたします。

当局説明に対する意見開陳を議題といたします。

本日当局から説明を受けた内容の中で、今後の調査について、どの事項に焦点を当てて調査を進めるのがよいか等、皆様からご意見をいただきたいと思いますが、私自身先に感想を述べさせていただきますと、市当局としては様々な取組は進めているというところは皆様も確認できたものかと思えます。そういった中で、ではそれをどのように市民が受け止めているのか、どのように受け止められる意識醸成が図られているのかというところ、そういうところが1つ課題なのかなというふうに、委員長としての個人的私見でございますけれども、感じたところではありました。

では、まずこちらから意見を聞いていきたいと思えます。

(**宍戸一照委員**) 委員長が申されるとおり、あらゆる分野で、ここ一、二年の間に整備が進められていると思いますが、まず、基本的にやはりデジタル化がどんどん進められている中で、デジタル化に対応できない皆様への情報周知も多重化でやっているとは言いつつも、そこら辺がまだまだどういうふうこれから対応していくのかという、それと同時に並行するのが地域の自主防災会、その部分を活性化しないと、なかなかデジタル化で取り残された皆さんをやはり、それから先ほどの話で私も思っていた、要援護避難者、この皆様が年々変わっているわけだから、この方々をいかに整理して、名簿を作成していくかという、そういうふうなデジタル化に対応できない皆様に地域において、自主防災組織とか、そういうものを持って、どういうふう意識統一をして、市の方針としてもできるところは自分たちでやってくださいというような方針だから、相互扶助という考え方で、どういうふう共助、相互扶助をこれから進めていくように意識改革を行政として進めていくのかなど。まず第1番目ですが。

2点目は、先ほども聞かせていただきましたけれども、避難所、指定避難所がやはり機能していないという部分で、こういうふうにしましたと言うけれども、地域には全然その情報が伝わっていないわけだ。車中泊にしてくださいと言われたって我々は分からないのです。そういう面では、どんどん変化している情報をいかに住民の皆様にも的確に伝えていくか、その辺が大切なのかなというところを感じたところでございます。

以上でございます。

(**梅津一匡委員長**) 相互扶助の関係性、意識改革、そして地域への情報伝達という3点だったかと思えます。

(**黒沢 仁委員**) 宍戸委員と同意でございます。ただ、災害情報システム等々のご説明を受けた中で、収集と配信のシステムといった部分からいけば、大きな河川等々については、水位計にしても何にしても、ある程度明確に提示されている。ただ、一番肝腎なのは地域に即した情報とかをいかに正しく配信していくかということになれば、小さな川、例えば祓川とか、うちのほうでいえば女神川とか、そういった地元に密接した内水も含めて、そういった情報収集といった部分で、地域の皆様方の安全と安心を確保するためには、先ほど来からお話が出ているような、いわゆる地域防災の計画といった部分、自分たちの地域を自分たちが知っているといった部分を正確に地域住民の方に伝えることによって安全と安心を確保した中で、さらに次のステップで安全を確保していくための避難所運営というような部分で、今お話しした福祉避難所、あるいは要援護者といった部分を、まずは安心な場所を確保した上で、次の安心な場所、そして次の安心な場所といったような、そういった流れを構築していかなければならないのかなという部分で今後詳細に検討していく必要があるかと考えました。

以上です。

(**梅津一匡委員長**) 地域に即した情報の提供と、あと行動変容というか、避難行動につながるための

取組ということでポイントだと思います。

(小松良行委員) 僕も一緒です。ただ、今回のシステムを見せていただいて、ここまで整備されたことは大変頼もしいことでもありますけれども、災害ごとに設定されていないというか、コロナとなっていたり、地震被害、水害被害とか何か、災害ごとに設定可能なのかどうかはちょっと確認取れませんでしたけれども、一番はやっぱりそれぞれの方々の立場の方々というかな、自分の地域の状況がどうなのかということが一番になると思います。防災無線も一部のそうした必要な施設に限られたことで、地区の情報というのを詳細に確認できるようなシステムのさらなる構築が求められることと、先ほど来から繰り返しになりますけれども、その地区の皆さんたちがどういう危険があって、どういうふうに避難行動を的確に取ったらいいのかといった訓練やシミュレーション、こういうことをしっかりと積み上げていくことの必要性を強く感じました。

以上です。

(梅津一匡委員長) 適切な情報整理というふうなことで、今までの委員の皆様からも出ている意見と同意見ということで整理させていただきます。

(小野京子委員) 私も大体同じですけれども、やっぱり自主防災組織の方、障害者の方と高齢者の方の個別の避難者名簿とか、プランをきちんとつくってやってもらいたいということと、あと避難所の専門家の導入をして、いざというときに専門の知識を生かす避難所体制の組み方が必要だと思います。

以上です。

(梅津一匡委員長) 防災士等の専門家の知見も生かした避難所運営というようなご意見というふうに捉えさせていただきます。

(村山国子委員) オペレーションシステムの導入で、市情報収集というのはすばらしいと思うのですが、それを十分に生かして、市民への情報提供とか、やっぱり皆さんからもあったように、IT弱者にどういうふうに届けるかというのが課題かなというふうに思いました。

あと、やっぱり皆様も既に言っているのですが、災害に対する市民の意識というのをどういうふうにつくっていくかということも重要なことというふうに考えました。

以上です。

(梅津一匡委員長) 情報をどう生かすか、IT弱者への対応、そして意識醸成ということで整理させていただきます。

(石原洋三郎委員) 先ほど来お話にも出ているのですが、やはり避難しにくい方、避難しづらい方に焦点を当てて考えていくということが大切かなと思います。目の見えない方であったり、知的障害の方であったり、結局名簿を作成するとか、そういうお話にはなってくるのですが、やはり避難しづらい方の視点に立って考えていくということが大切ではないかなと思いました。

また、避難所の実際の運営の在り方ということで、高木委員、小野委員からもお話があったように、責任者が一体誰なのかというところであったり、あるいは防災士の方のような専門的知識が豊富な方

にしっかりといていただくということも大切なのではないかなと思いました。

以上です。

(梅津一匡委員長) 避難しにくい方への対応、障害に応じた対応、また避難所運営の在り方というような意見というふうに捉えさせていただきました。

(高木克尚委員) 皆さんの意見、全てごもつともで、総じて、皆さん着目点は様々なのですが、いろいろと考えると、ITも含めてデジタル的な面が非常に整備されていて、心強く感じているのですが、それをどう生かすか殺すか、アナログ的な運用の仕方、ここをしっかりとIT化とつなげておかないと、せっかくのシステムが有効に活用できなくなるとは困るなど、そんな思いを非常に強く感じたものですから、想定外のないように、人間がどこまで目配りできるかというところの視点を何か探してみたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(梅津一匡委員長) デジタル弱者に対する対応、また運用の仕方、デジタルで得られた情報の運用の仕方というような点、1つそこがポイントであると思います。また、皆さんからも出たように、高木委員のほうでも意見がありましたけれども、そういった方に対してどういうふうに働きかけられるのかというのも1つここは大事な肝であるというふうに捉えております。

(根本雅昭委員) 本日お疲れさまでした。

今日、新しく入った災害対策オペレーションシステムを中心に説明いただいたわけなのですが、情報収集して、加工して、分析をして、発信して、市民の方が受信するという一連のプロセスの中で、やはり説明いただいたシステムが非常に重要な役割を担っているなというふうに感じたところがあります。

先ほど説明を伺いながら、システムのデータセンターでの稼働率を聞いたのですけれども、ちょっとあまり出てこなかったのも、やはり性善説としてデータセンターが動いているという仮定の下に成り立ってしまっていますので、データセンターのITサービスマネジメントのほうも少し研究していったらいいのではないかなというふうに感じました。そこが止まってしまうと、手作業でもできるような体制は整えているとは思いますが、稼働率高くなればなるほど、その意識がちょっと不足してくるのではないかなということで、ちょっと不安になったところもデジタル化の面でありました。

また、市民の方が、先ほど来お話に出ていますように、情報を受信して、避難行動などにつなげていくわけなのですが、委員長といろいろ調べて、正常性バイアスというふうないうようなのですけれども、心理学の一種で、自分は大丈夫だろうということですか、都合のいい情報ばかりを目にして、まだ大丈夫という中で、今迫っている危険に気づかないということもありますので、そういった心理的な面も避難行動につなげていただくために今後重要になってくるのではないかなというふうに感じた次第であります。

以上です。

(梅津一匡委員長) システムダウンしたときに一体どうするのかというところ、確かに、皆さんからも出たように、デジタル化は進んでいるけれども、果たしてブラックアウト等々が万が一あったときに、ではどうしようというところも一つの着眼点であると思いますし、また正常性バイアスという言葉が出ましたけれども、市民の受け手としての形、デジタル情報だけ発信されていると、当然回覧板等アナログな形でも情報は出されてはいますけれども、受け手としての責任というのも1つ意識をどうやって高めていくかというところ、そういったことを含めてやっぱりIT弱者への対応というところにも1つここは課題としてはあるのかなと。

(小松良行委員) あわせて、今回自主防災組織で、2月ですか、つい最近ですけれども、北原と、それから東浜と、こういった組織が表彰されておりますけれども、実際に先駆的な取組なのでしょうが、これは相手様の準備などの関係もありますけれども、どういう点が今後課題なのかというのも詳しく聞いてみたいというふうには思うのですけれども。

(梅津一匡委員長) それぞれ地域によって自主防災組織が進んでいるところ、まだちょっと立ち上がっていないところというところもあると思いますので、その辺も含めて、今後正副委員長手元のほうである程度、今日いただいた意見も踏まえながら整理していきたいというふうに思っております。

(高木克尚委員) 自主防災組織は強要できませんからね。

(梅津一匡委員長) それはあくまでも市として促している取組ということですから、さっきから言っているように意識づくりですから、強制はできるものではなくとも、ただ思いを持ってもらうという、自分の地域を知ってもらうという行動はやっぱり1つ肝だというふうに私は捉えたところです。

(宍戸一照委員) 自主防災組織、各町会長さんは、大概是1年交代なのだよな。そうすると、なかなか自主防災組織の活動の継続性というものはできないから、だからやっぱり先ほど来ICT化、デジタル化、どんどんと市は進んでいるけれども、やっぱりそこがダウンしたときに、一旦アナログになったときにどうするのかというのがこれから大切だと思うのだよな。そのところは、やっぱり何かしら課題があるのかなと。ICT化、ここ何年のうちにすごい進んでいるからね。1年ぐらいの間にもうほとんどがデジタルだから。そのときに、一般的な高齢者がどうするのかと。

(高木克尚委員) システムダウンしたときに経験者がどう集まってくれるかということですよな。

(宍戸一照委員) そういうことですね。情報伝達にしても何にしても、人の力になったときにどうするかということが重要な部分だと思うのね。これから構築していく必要があると思います。

(黒沢 仁委員) やっぱり災害対応に対する目配り、気配り、心配りという部分が地域防災の根本になるから、その辺も含めて、目配りも必要だし、気配りも必要だし、心配りも必要なのだよという部分が災害対応に絶対必要だということを再認識するような形ができればいいと思います。

(梅津一匡委員長) 思いを、意識を高めていく取組ということですね。

ほか意見はよろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(梅津一匡委員長) ご意見ありがとうございました。

本日いただいたご意見については、正副委員長手元で内容を整理させていただき、今後の委員会において活用させていただきたいと思っております。

正副委員長からは以上となりますが、そのほか委員の皆様から何かございますでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(梅津一匡委員長) それでは、以上で総務常任委員会を終了いたします。

午後0時14分 散 会

総務常任委員長 梅 津 一 匡